

一般社団法人神奈川県剣道連盟段位審査規則

- 第 1 条 当法人の事業のうち、五段以下の審査を、全日本剣道連盟より委託を受け、同連盟の称号・段位審査規則にもとづき、本法人で定める本規則によりおこなう。
- 第 2 条 五段及び四段の段位審査は、教士七段以上の審査員 6 名を以て組織し、4 名以上の票決を得なければならない。
- 第 3 条 三段以下の段位審査は、錬士六段以上の審査員 5 名を以て組織し、3 名以上の票決を得なければならない。
- 第 4 条 審査方法は次のとおりとする。
- (1) 第一次審査においては実技を課し、合格者は第二次審査を受けることができる。
 - (2) 第二次審査においては学科及び形の審査を課する。ただし特別な事情のある場合はこれを省略することができる。
- 2 社会体育指導者初級の者は、五段の学科審査を免除する。
- 註 全日本剣道連盟剣道称号段位実施要領「段位審査の方法」4. より
- 第 5 条 段位審査の結果、その合格者に対して本法人会長が所定の登録料と引替えに仮合格証書を附与し、全日本剣道連盟会長に上申の後、同連盟会長名の段位証書を交付する。
- 第 6 条 段位審査の受審資格は別表1のとおりとする。ただし、受審者は、本連盟会員で、所属する支部を通じて申し込み、審査料、年度会費の納入を終了した者に限る。
- 2 個人会員は直接法人事務局へ同様の手続きにより申し込むことができる。
- 3 他の都道府県から新たに本法人に加入した二段以上の受審者について、現段位を他の都道府県において受審取得し、新たに本法人の審査を受けようとする者は、新たに入会した本法人支部会長の証明する受審理由書を添付しなければならない。

第 7 条 段位審査に伴う審査料、登録料は別表2、別表3に定める。

別表 1 受審者はつぎの年限を経過し、かつ年齢の条件にかなうこと。

受審段位	現有段・級位	受有期間等
初 段	一級受有者	註 1
二 段	初段受有者	1 年以上
三 段	二段受有者	2 年以上
四 段	三段受有者	3 年以上
五 段	四段受有者	4 年以上

註 1 満 13 歳以上の者、基準日は受審日当日、受有期間不問

別表2 審査料

単位：円

段位 称号	本人支出額	内 訳		支部交付金
		全 剣 連	県 剣 連	
初 段	5,000		3,500	1,500
二 段	6,000		4,500	1,500
三 段	7,000		5,500	1,500
四 段	12,000		9,000	3,000
五 段	14,000		11,000	3,000
六 段	16,000	6,000	7,000	3,000
七 段	18,000	7,000	8,000	3,000
八 段	21,000	8,000	9,000	4,000
錬 士	17,000	7,000	8,000	2,000
教 士	24,000	10,000	10,000	4,000
範 士				

別表 3 登録料

単位:円

段位 称号		本人支出額	内 訳		支部交付金
			全 剣 連	県 連	
初 段	69歳以下	7,300	2,300	3,500	1,500
	70歳以上	3,650	1,150	1,750	750
二 段	69歳以下	9,000	3,000	4,500	1,500
	70歳以上	4,500	1,500	2,250	750
三 段	69歳以下	11,000	4,500	5,000	1,500
	70歳以上	5,500	2,250	2,500	750
四 段	69歳以下	17,000	6,000	8,000	3,000
	70歳以上	8,500	3,000	4,000	1,500
五 段	69歳以下	23,000	9,000	11,000	3,000
	70歳以上	11,500	4,500	5,500	1,500
六 段	69歳以下	39,000	22,500	13,000	3,500
	70歳以上	19,500	11,250	6,500	1,750
七 段	69歳以下	59,000	37,500	17,500	4,000
	70歳以上	29,500	18,750	8,750	2,000
八 段	69歳以下	92,000	52,500	34,500	5,000
	70歳以上	46,000	26,250	17,250	2,500
錬 士	69歳以下	57,000	30,000	20,000	7,000
	70歳以上	28,500	15,000	10,000	3,500
教 士	69歳以下	72,000	45,000	20,000	7,000
	70歳以上	36,000	22,500	10,000	3,500
範 士	69歳以下	110,000	75,000	24,000	11,000
	70歳以上	55,000	37,500	12,000	5,500

附 則

1 この規則は、令和 00 年 00 月 00 日より施行する